

設計業務等委託契約書改正概要

次のとおり契約書を改正いたします。

1. 改正概要

▶発注者の催告によらない解除権について（第46条関係）

受注者の役員及び営業所の代表者のみならず、経営に実質的に関与している者が、自己、自社又は第三者の不正の利益を図る等の目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるときや、受注者の役員、営業所の代表者その他経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき等に発注者が直ちにその契約を解除できることとした。

2. 適用年月日

令和5（2023）年4月1日以降に締結する契約から適用する。